

野田市告示第140号

野田市法定外公共物管理条例施行規則（平成13年野田市規則第5号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年4月21日から適用する。

令和5年4月26日

野田市長 鈴木 有

新規	更新	年 月 日
----	----	-------

年 月 日

野田市法定外公共物占用許可申請書

(宛先)野田市長

申請人 住 所
氏 名 ㊟
(担当者)
電話番号
保証人 住 所
氏 名 ㊟

野田市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり法定外公共物の
占用を許可くださるよう申請します。

記

占用の目的			
占用の場所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	占用物件 の 構 造	
工事期間		工事实施 の 方 法	
復旧方法		添付書類	位置図 公図 実測図 平面図 縦横断面図 構造図 設計書 利害関係人の同意書 その他()
備 考			

年 月 日

野田市法定外公共物土木工事施行等許可申請書

(宛先)野田市長

申請人 住 所
氏 名 ⑩
(担当者)
電話番号

野田市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり法定外公共物土木工事施行等を許可くださるよう申請します。

記

土 木 工 事 等 の 目 的			
施 行 場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
施 行 概 要			
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(完了届提出まで)		
施行者(請負者)			
添 付 書 類	位置図 公図 実測図 平面図 縦横断面図 構造図 設計書 現況写真 利害関係人の同意書 申請に係る事業について他の法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を証する書類の写し その他()		
備 考			

新規	更新	年 月 日
----	----	-------

年 月 日

野田市法定外公共物生産物採取許可申請書

(宛先)野田市長

申請人 住所
氏名 ㊟
(担当者)
電話番号
保証人 住所
氏名 ㊟

野田市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり法定外公共物の生産物採取を許可くださるよう申請します。

記

採取の目的			
採取の場所	野田市 番地先	対象物件	道路・水路
採取物件	品名	数量	
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	採取方法	
採取後の復旧方法			
添付書類	位置図 公図 実測図 平面図 現況写真 縦横断面図 設計書 隣接土地の登記事項証明書 利害関係人の同意書 申請にかかる事業について、他の法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を証する書類の写し		
備考			

年 月 日

野田市法定外公共物占用許可(不許可)通知書

様

野田市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の占用について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

占用の目的			
占用の場所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	占用物件 の 構 造	
工事期間		工事实施 の 方 法	
復旧方法			
占 用 料	円 (年度分)	左記の占用料を、市長の発行する納入通知書により、許可の日から1箇月以内に納付すること	
許 可 条 件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 その他()		
不許可の場合の理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

野田市法定外公共物土木工事施行等許可(不許可)通知書

様

野田市長

印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の土木工事施行等の許可について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

土木工事等の目的			
施行場所	野田市 番地先	対象物件	道路・水路
施行概要			
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施行者(請負者)			
許可条件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 着工前にあらかじめ、近隣住民、自治会等に周知すること 3 その他()		
不許可の場合の理由			

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

野田市法定外公共物生産物採取許可(不許可)通知書

様

野田市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の採取の許可について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

採取の目的			
採取の場所	野田市 番地先	対象物件	道路・水路
採取物件	品名	数量	
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	採取方法	
採取料	円 上記の採取料を、市長の発行する納入通知書により、許可の日から1箇月以内に納付すること	復旧方法	
許可条件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 その他()		
不許可の場合の理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

野田市法定外公共物(占用・土木工事等・生産物採取)
変更許可申請書

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
(担当者)
電話番号

年 月 日付けで許可を受けた法定外公共物(占用・土木工事等・生産物採取)について、許可を受けた事項を変更したいので、野田市法定外公共物管理条例第5条の規定により、下記のとおり許可くださるよう申請します。

記

許可の書類	占用 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
年月日及び 許可番号	年 月 日		
目 的			
場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
変更の理由			
備 考			

※ 添付書類及び図面は、「野田市法定外公共物占用許可申請書」、「野田市法定外公共物土木工事施行等許可申請書」及び「野田市法定外公共物生産物採取許可申請書」をそれぞれ準用する。

ただし、許可書の写し及び変更に係る事項を説明するに足りる図書を添付すること。

年 月 日

野田市法定外公共物(占用・土木工事等・生産物採取)
変更許可(不許可)通知書

様

野田市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物(占用・土木工事等・生産物採取)の許可にかかる変更について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

許可の書類	占用 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
目的			
場所	野田市 番地先	対象物件	道路・水路
変更の内容	変更前	変更後	
占用料	変更前	変更後	
許可条件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 着工前にあらかじめ、近隣住民、自治会等に周知すること 3 その他()		
不許可の場合の理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

野田市法定外公共物損傷(汚損)原状回復届

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
(担当者)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた法定外公共物を損傷(汚損)し、原状回復したので、野田市法定外公共物管理条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
許 可 の 種 類	占有 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
目 的			
場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
損傷(汚損)年月日	年 月 日		
損 傷 (汚 損) 理 由			
原 状 回 復 方 法		添 付 書 類	位置図 現況写真 計画図
完了検査日	年 月 日	検査員氏名	

※ 原状回復後は、完了写真を提出し検査を受けること。

年 月 日

野田市法定外公共物(占有・土木工事等・生産物採取)着工届

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
(担当者)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた法定外公共物の(占有・土木工事等・生産物採取)に着手するので、野田市法定外公共物管理条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
許 可 の 種 類	占有 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
目 的			
施 行 場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
工事着工年月日	年 月 日		
工事完成予定日	年 月 日		
工事現場責任者			
連 絡 先			
備考			

年 月 日

野田市法定外公共物(占有・土木工事等・生産物採取)完了届

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
(担当者)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた法定外公共物の(占有・土木工事等・生産物採取)が完了したので、野田市法定外公共物管理条例第12条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
許 可 の 種 類	占有 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
目 的			
施 行 場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
着 工 年 月 日	年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
添付書類 1 位置図 2 工程写真(形状及び寸法の判定ができるもの) 3 完成写真 4 完成図(出来形図)			
完了検査日	年 月 日	検査員氏名	

年 月 日

野田市法定外公共物廃止及び原状回復届

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
(担当者)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた法定外公共物の(占用・土木工事等・生産物採取)を廃止し原状回復しますので、野田市法定外公共物管理条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
許 可 の 種 類	占用 ・ 土木工事等 ・ 生産物採取		
目 的			
場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 理 由			
原 状 回 復 方 法		添 付 書 類	位置図 現況写真 計画図
完了検査日	年 月 日	検査員氏名	

※ 原状回復後は、完了写真を提出し検査を受けること。

年 月 日

野田市法定外公共物権利義務承継届

(宛先)野田市長

承継人 住 所
氏 名
電話番号
被承継人 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた法定外公共物(占有・土木工事等・採取)について、当該許可に基づく地位を承継したので、野田市法定外公共物管理条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
許 可 の 種 類	占 用 ・ 土 木 工 事 等 ・ 生 産 物 採 取		
場 所	野田市 番地先	対象 物件	道路・水路
承 継 理 由			
承 継 内 容			
承 継 年 月 日	年 月 日		
添 付 書 類	権利義務を承継することを証する書面(許可書の写し 申請図面相続: 戸籍謄本、法人の合併又は分割:登記事項証明書、(譲渡:契約書等)		